

# 川崎市名誉国際親善大使 (Honorary Goodwill Ambassador of Kawasaki) 設置要綱

## (趣旨)

第1条 海外を拠点に国際的に活躍している者で、その活動が川崎市の国際交流の進展や文化振興等につながっていると認められる場合に、川崎市名誉国際親善大使(以下「大使」という。)の称号を贈り、その方の活動を称えらるとともに敬意を表し、大使自らの活動を通じて、さらに川崎市の魅力等を国内外に発信し、川崎市の国際的なイメージの向上に寄与することを目的とする。

## (資格要件)

第2条 大使は、国際的に活躍し海外に居住する者で、川崎市にゆかりのある者から選任するものとする。

## (委嘱及び任期)

第3条 大使は、前条の資格要件を満たし、かつ川崎市の国際的なイメージの向上を図るためにふさわしい者のうち、川崎市名誉国際親善大使選考委員会の議を経た者の中から市長が委嘱する。

2 大使の任期は、無期限とし、当該本人に限り認めるものとする。ただし、市長は、本人より辞退の申し出があった場合、又は第5条の職務内容の遂行に著しい困難があると認める場合は、委嘱を解くことができる。

## (選考委員会)

第4条 前条第1項の川崎市名誉国際親善大使選考委員会の組織及び運営に関しては、別に定める。

## (職務内容)

第5条 大使の職務は、日常の自身の活動において、川崎市の魅力を広く紹介すること等により、川崎市の国際交流の進展、文化振興及び国際的なイメージの向上等を図ることとする。

## (報酬)

第6条 大使は、無報酬とする。

## (庶務)

第7条 大使に関する庶務は、総務企画局及び市民文化局において処理する。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、大使に関して必要な事項は、総務企画局長と市民文化局長が協議し、別に定めるものとする。

## 附 則

この要綱は、平成22年4月30日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。